

## 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う製品安全課へのお問合せ受付方法について

令和3年1月12日  
経済産業省産業保安グループ製品安全課

今般の1都3県での緊急事態宣言の発令も踏まえ、経済産業省におきましてもテレワークを強化しております。製品安全課への各種お問合せの受付方法について、下記のとおりお知らせいたしますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いたします。

### 記

#### ○製品安全課へのお問合せについて

内容の種別に応じて、以下のアドレスまでお寄せください。電話での受付も引き続き行っておりますが、極力メールでのお問合せにご協力ください。

#### 〈受付アドレス〉

●電気用品安全法に関すること	<a href="mailto:meti-psd@meti.go.jp">meti-psd@meti.go.jp</a>
●消費生活用製品安全法（石油機器以外）に関する こと ●家庭用品品質表示法に関すること	<a href="mailto:psc@meti.go.jp">psc@meti.go.jp</a>
●ガス事業法（ガス機器）に関すること ●液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律（液化石油ガス器具等）に関すること ●消費生活用製品安全法（石油機器）に関すること	<a href="mailto:psd-gas@meti.go.jp">psd-gas@meti.go.jp</a>
●リコールに関すること ●長期使用製品安全点検・表示制度に関すること ●製品事故に関すること	<a href="mailto:seihin-anken@meti.go.jp">seihin-anken@meti.go.jp</a>
●その他製品安全に関すること	<a href="mailto:meti-ps-website@meti.go.jp">meti-ps-website@meti.go.jp</a>

- ・メール本文にご連絡先を明記ください。
- ・内容によっては返答に数日かかることがありますのでご了承ください。

#### ○製品安全4法に関する届出について

製品安全4法の各種届出（製造・輸入事業の開始届出、届出事項変更届出、事業廃止届出、登録商標表示届出）に関しては、インターネット上で電子届出を行うことのできる保安ネットの活用を推奨しています。保安ネットに関する詳細は、以下のページを参照ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2020/02/20200217.html](https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2020/02/20200217.html)

以上